

鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月23日（火）第2849号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○収去飼料の試験結果の公表

(畜産課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第1155号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成24年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要											違反の内容		
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性塩基窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	TDN	ME		その他の検査(水分)	
錦江湾飼料(株)鹿児島工場(鹿児島市)	同左	NMG 3	平成24.7	19.5	5.3	3.4	4.9	0.91	0.60	-	-	-	-	3,000	12.4		
		NMG 5	24.7	19.3	5.3	3.4	5.0	0.88	0.58	-	-	-	-	3,000	12.3		
		NMGH	24.7	18.6	5.5	3.5	4.8	0.86	0.54	-	-	-	-	3,010	12.5		
(株)ヒガシマル鹿児島工場(鹿児島市)	同左	ハマチ丸ライト12号	24.6	42.1	22.5	1.8	11.0	2.27	1.60	-	-	-	-	-	-	5.2	
		パワフルブローン	24.5	55.1	10.3	2.1	17.7	4.13	1.60	-	-	-	-	-	-	10.0	
南日本くみあい飼料(株)志布志工場(志布志市)	同左	くみあい配合飼料鹿児島ブローラー仕上HPKS	24.7	19.3	8.7	2.8	5.6	1.01	0.68	-	-	-	-	3,210	12.6		
		くみあい配合飼料ぴゅあ後期GF	24.7	19.5	8.8	2.4	5.1	0.86	0.60	-	-	-	-	3,250	12.6		
		くみあい配合飼料元気B	24.7	14.9	3.4	3.1	4.2	0.65	0.52	-	-	-	76.6	-	13.5		
		くみあい配合飼料茶美黒豚用	24.6	15.9	3.3	3.4	4.8	0.63	0.46	-	-	-	76.0	-	13.4		
		くみあい配合飼料肉用牛育成用	24.7	15.9	2.7	5.5	5.7	0.85	0.64	-	-	-	70.6	-	13.4		
		くみあい配合飼料肉用牛繁殖用	24.7	15.2	2.8	5.2	6.0	0.87	0.71	-	-	-	70.0	-	13.3		

南九州飼料工業（株） 飼料工場 （南九州市）	同左	南九州飼料子豚育成用豚育成用B	24.7	16.7	3.1	2.1	3.5	0.52	0.44	-	-	-	69.0	-	14.4
		南九州飼料肉豚肥育用黒米っ子後期	24.7	16.3	2.9	3.2	4.3	0.47	0.38	-	-	-	68.0	-	13.6
マルイ飼料（株） 飼料工場 （出水市）	同左	成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用フェーズNO. 1	24.7	19.2	6.9	3.5	14.5	4.77	0.58	-	-	-	-	2,850	11.4
		成鶏飼育用配合飼料マルイ印成鶏用フェーズNO. 3	24.7	16.4	6.4	3.5	12.8	4.16	0.59	-	-	-	-	2,800	11.9
		ブロイラー肥育後期用配合飼料マルイ印元気ブロイラーGマッシュ	24.7	23.1	8.4	3.3	5.1	0.90	0.60	-	-	-	-	3,180	12.0
		ブロイラー肥育後期用配合飼料マルイ印元気ブロイラーSマッシュ	24.7	19.3	7.9	3.0	4.9	0.93	0.56	-	-	-	-	3,250	12.6
伊藤忠飼料（株） 志布志工場 （志布志市）	同左	I TOCH UモアアップパワーA α	24.7	23.4	7.1	1.1	6.4	1.02	0.79	-	-	-	88.3	-	8.3
		I TOCH UモアアップハローA α	24.7	21.9	6.6	0.9	6.7	1.11	0.74	-	-	-	89.0	-	9.1
		I TOCH UクリーンミルクA α	24.7	20.0	5.4	1.1	5.7	0.95	0.72	-	-	-	86.8	-	8.8

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 違反の内容の欄には、表示分量に対して過不足があった場合はその成分の過不足量（絶対量）を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。